



公明党
遠藤 隆
議員

民法改正に伴う市の対応について

問 民法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日施行となる。市営住宅の原状回復義務の範囲から、経年劣化部分が除外されるが本市の対応は。

答 民法の改正に伴い通常損耗や経年変化について、賃借人は原状回復の義務を負わないことが明記された。本市の対応は、現在、市営住宅の家賃は修繕等の必要経費分を含めておらず、民間賃貸住宅より低廉な家賃で住居を提供しているため、退去時には畳の表替えや障子の張替えについて費用負担をお願いしている。しかしながら、2020年4月1日に法律が施行されることに合わせ、県内各市町の動向を注視しながら、通常損耗や経年変化部分の原状回復について見直しを行う。

問 民法改正では、個人を保証人として根保証契約をする場合、保証の極度額を定めなければその効力は生じないこととなった。新規の連帯保証人への影響と本市の今後の取組は。

答 民法改正により、個人が住宅等の賃貸借契約の保証人となる根保証契約を締結する場合、保証人が支払いの責任を負う金額

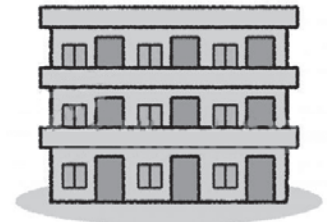
の極度額を定めなければ保証契約は無効とする規定が新たに設けられた。本市では、現在市営住宅の連帯保証人に極度額は設けておらず、入居者に家賃滞納がある場合には連帯保証人に対して上限なしで請求を行っている。そこで、新規の連帯保証人への影響については、連帯保証人への請求額の上限が明確に示されることにより、金銭面の負担軽減につながると考えている。

今後の本市の取組については、2020年4月1日の施行開始に合わせて、県内各市町の動向を参考にしながら、極度額の設定の準備を行っていく。

そのほかの質問

市営住宅の管理運営について

- ①市営住宅事業における行財政改革
- ②高齢者に対応した市営住宅の方向性



市民創世会
丹尾 廣樹
議員

女性活躍社会の実現に向けて

問 女性活躍社会の重要性をどのように認識しているか。

答 多様化する地域社会の課題解決に、女性が意思決定に参画することは極めて重要。そのため、男性や地域社会の協力、理解のもと、女性が生き生き輝きながら生活、活動できる環境整備が必要だ。

問 昨年5月市長がニューヨーク国連本部でスピーチ。なぜ鯖江市が国連に見出されたのか、その経緯は。

答 国連女性問題の第一人者、アンワルル・K・チャウドリー国連大使が丹南地域の「この都千五百年大祭」に来県されたのがきっかけ。平成27年から国連の友アジアパシフィックと丹南ケーブルテレビの共同で本市の女性活躍推進をテーマにした番組を制作、国連の関係機関にレポートしてきた。そのレポートのダイジェスト版が注目され、国連からの要請となった。

問 市は令和元年度自治体SDGsモデル事業を含むSDGs未来都市に選ばれた。SDGsモデル事業の具体的内容は。

答 チャウドリー国連大使やWHO世界保健機関関係者を本市へ招聘し、SDGs推進

やジェンダー平等の講演や目の健康の取組視察を予定する。また、3月8日国際女性デーと連動したキャンペーン事業を実施。JK課プロデュースで全国高校生まちづくりサミット2019やスポーツ庁協力の「おしゃれでゆるい運動会」等、若者への浸透に注力する。また、夢みらい館・さばえ1階に交流スペースやキッズコーナーを設置。気軽に集まり、活動や情報交換を行う拠点を整備する。引き続き、国連との連携で、国連女性資料館の設置や女性活躍をテーマにした国際会議の誘致に取り組む。

問 女性活躍社会と市民意識の乖離をどう埋めるのか。

答 市長 女性活躍社会の実現というのは女性活躍という言葉が自然に使われなくなり、性別にかかわらず自由に、希望に満ちた活動ができる社会になることに尽きる。それらの意識の乖離をどう埋めるかだが、非常に難しいと思う。ただ、「女性に頑張れ。」と言うのと活躍できる土壌を整備するのは意味が全く違う。本市には今までの土壌がある。ぜひ、今ある乖離を少しでも狭めていき、女性活躍社会の実現に向けて頑張っていきたい。